必ずお読みください

「水源水」利用規約（お申込み後、ご利用期間中は保管してください。）

はじめに

本規約は飲料水宅配サービス「水源水」（以下「本サービス」といいます。）に関し、株式会社郵便局物販サービス（以下「弊社」といいます。）に申込されたお客様に適用されます。なお、沖縄県全域、離島（一部を除く）及びゆうパックの配送エリア外への商品のお届けを希望されるお客様は、本サービスの利用申込みをお受けする事ができません。

※ 本サービスは、本サービス専用のウォーターサーバーを基づきお客様に無料でご利用いただくとともに、ウォーターサーバーにセットして利用する水（以下「本商品」という。）を定期的に購入していただくものです。

本サービスは、休止及び停止（本規約第6条に規定）の場合を除いて1カ月に1回以上商品（水）を購入いただく事を前提としております。

第1条　本サービスの基本ルール等

1. 本サービスは、原則的に1カ月に1回以上本商品を購入いただく事が前提となります。
2. お客様は、申込書フォーマットに従ってお届けいただいた以下の各項目（以下、各項目を総称して「基本情報」といいます。）について、弊社が引き続き利用することを承諾したものとします。
   ・ご依頼主様の氏名、住所、連絡先
   ・本商品及びウォーターサーバーの種類
   ・本商品のお届け先（お届け先様を当事者に指定された場合は本規約の「お客様」はお届け先様とします。）
   ・代金お支払方法（ゆうちょ口座自動払込、又はクレジットカードによる決済）
   ・1カ月あたりのお届け回数及び1回あたりのお届け本数
3. 弊社は、基本情報に従い、定期的に本商品をお客様にお届けします。

第2条　届出事項の変更

1. お客様が基本情報の変更を希望するときは、弊社所定の手続きに従い、下記までご連絡ください。
   【事務局】水源水販売事務局（以下「販売事務局」といいます。）
   ●一般回線及び携帯電話からのお問い合わせ:0120-032-328　平日（9:00～18:00）、土曜（10:00～15:00）、日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く
2. 弊社にお届けいただいたお客様のご氏名・ご住所等の基本情報に変更が生じた場合、お客様は遅滞なく販売事務局あてに変更事項を届け出るものとします。
3. 前項の届出がないために、弊社からの通知または送付書類その他のものが延着又は不着となった場合には、通常到着すべき時にお客様に到着したものとみなします。但し、やむを得ない事情がある場合を除きます。

第3条　利用料金及びその支払い

1. お客様は、お客様がお申込みされた基本情報の内容に従い、利用料金を弊社に支払うものとします。なお、本サービスの継続利用中は、ウォーターサーバーの使用料を無料といたします。
2. お客様は、利用料金及び第6条に規定する金員（以下「利用料金等」といいます。）を、お届けいただいた方法によりお支払いいただきます。
3. ゆうちょ口座からの自動払込により利用料金等をお支払いいただく場合、原則として前月16日から当月15日までに発送手配したウォーターボトル等の代金（追加注文分を含む）を、毎月26日（ゆうちょ銀行非営業日の場合は翌営業日）に、お客様ご指定の口座から引き落とすことによりお支払いいただきます。なお、万が一引き落とし不能となった場合には、翌月3日（ゆうちょ銀行非営業日の場合は翌営業日）に再度引き落としを行います。但し、自動払込手続き書類の不備等で、所定の引き落とし期日までに手続きが完了できなかった場合は、次月の引き落としにおいて複数月分を引き落とすことがあります。
4. クレジットカードによる決済により利用料金等をお支払いいただく場合、お届けのクレジットカード情報に基づいて弊社がカードの有効性を確認した後、当該月分のウォーターボトルをお客様宛発送いたします。
5. 前2項の規定にかかわらず、以下の各事由に該当する場合には、弊社が指定する方法により、利用料金等をお支払いいただく場合があります。この場合、販売事務局を運営する会社において立替払いし、当該会社から請求することがあります。
   ① 何らかの理由により指定のゆうちょ口座から自動払込ができなかった場合。
   ② クレジットカード決済に関する手続完了後、利用料金等の額が、お客様が指定されたクレジットカードの与信限度枠に収まらず、クレジットカード会社からの決済が1回でも下りなかった場合。
   ③ クレジットカードの使用ができないなど、その他やむを得ない事情があると弊社が認めた場合。
6. 前項の規定により利用料金等の支払方法が弊社指定の方法に移行した場合であっても、お客様がゆうちょ口座自動払込またはクレジットカード決済による支払いを希望され手続が完了した後は、それらの方法によりお支払いいただくことができます。
7. 利用料金等の支払いが期限までに確認できなかった場合、その都度電話もしくは文書等で催促することがあります。
8. 支払期日が過ぎても支払いが行われなかった場合は、利用料金等に関して、支払期日の翌日から年利14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。
9. 原則としてお客様への領収書の発行はいたしておりません。どうしても領収書が必要な場合は、販売事務局にご相談ください。

第4条　発注及び配送

1. 本商品は、第1条に記載の基本ルールに従って、定期的にお客様に届けられます。
2. 基本ルール以外の臨時の配送の注文は、販売事務局の受付終了時刻を締め切りとし、配送は翌日以降となります。基本情報の各項目の変更の場合も同様とします。
3. 前項に定める臨時注文などのご要望については、販売事務局までご連絡ください。
4. 商品お届け時の破損・汚損の場合を除き、返品・交換には応じかねます。万が一不良品や注文商品と異なる商品が送られてきた場合に関しては返品・交換をお受けしております。基本的にお届け後1週間以内とさせていただきます。その際の送料は弊社が負担させていただきます。

第5条　遵守事項

1. お客様は本サービスのご利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならないものとします。
   ・本商品を賞味期限内に必ず消費すること。
   ・ウォーターサーバーを付属の説明書類に従って取り扱うこと。
   ・ウォーターサーバーに指定の水ボトル以外のボトル等を接続しないこと。
   ・弊社に届出をしないで、ウォーターサーバーの移転変更をしないこと。
   ・その他、弊社が指定した禁止行為（サーバー本体に付属の取扱説明書に記載の禁止事項等）をしないこと。

第6条　本サービスの休止・停止・解約等

●休止：お客様が希望して本サービスを一時的に止めることを『休止』と呼びます。ただし、第1条第1項の1カ月に1回以上という定期配送条件を満たしていない場合は、お客様からの希望の有無にかかわらず、直近の商品お届け日の翌日を起算日として、自動的に『休止』扱いといたします。

●停止：弊社が強制的に本サービスを止めることを『停止』と呼びます。

●申出解約：お客様が本サービス利用の解約を弊社へ通知し、当該契約の解約を行うことを『申出解約』と呼びます。

●強制解約：お客様が本条第5項各号のいずれかに該当し、弊社が強制的に本サービス利用の解除を行うことを『強制解約』と呼びます。

●解約日：『申出解約』の場合にはお客様が希望されたウォーターサーバー返却希望日を、『強制解約』の場合には、本条第5項各号記載の事由が発生したと、弊社が合理的な理由により認めた日を『解約日』と呼びます。

●解約後再申込：同一契約者による同一設置場所でのお申込みを「解約後再申込」と呼びます。

※解約手数料はいただきません。ただし、サーバー引取りに伴う送料はお客様の実費負担となります。

[「休止」について]

1. お客様が本サービスの『休止』を希望するときは、次回お届け予定日の1週間前までに第2条第1項所定の販売事務局までご連絡ください。
2. お客様が本サービスの「休止」を希望された場合、ウォーターサーバー滞留課金としてサーバー1台に付き、当該各号記載の事由が発生します。
   （1）1カ月のお届け回数までの休止（1回/月の場合は1回の休止）ー請求なし（無料）
   （2）1カ月のお届け回数を超える休止（1回/月の場合は連続2回の休止）ー1,500円（税別）の請求
   （3）2カ月分のお届け回数を超える休止（1回/月の場合は連続3回の休止）ー3,000円（税別）の請求（2カ月経過時に（2）の請求に加えて1,500円（税別）の請求）
   （4）3カ月分のお届け回数を超える休止（1回/月の場合は連続4回の休止）ー本項（2）（3）の請求を経て強制解約

[「停止」について]

3. 下記のいずれかに該当する場合には、弊社は当該のお客様に対して本サービスを『停止』することができます。
   （1）弊社が、お客様の利用料金等のお支払いを1度でも確認できなかった場合。
   （2）弊社がお客様へお届け周期または追加のお申込みに基づき本商品を出荷したにもかかわらず、本条第1項の規定に反し、本商品が弊社に返送された場合（お客様がご不在で商品をお受け取りになられず、本商品が弊社に返送された場合を含みます。）
4. 前項第2号の場合には、事務手数料として1,000円（税別）をご請求することがあります。なお、本サービスが『停止』された後は前記事務手数料は発生いたしません。

[申出解約及び強制解約について]

5. お客様が次のいずれかの事由に該当した場合、弊社は何らの通知・催告等をせずに『強制解約』を行うことができます。
   （1）お客様が申込に際し、ご氏名、ご住所等、お客様の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
   （2）利用料金等のお支払いを遅延した場合。
   （3）お客様の信用状態が悪化したと客観的に認められる場合。
   （4）弊社の名誉を毀損し、その他の権利を害した場合。
   （5）お客様の受取拒否等により、商品を指定の場所にお届けすることが困難であると判断した場合。
   （6）他のお客様の迷惑となる行為があった場合。
   （7）前条記載の遵守事項などの本規約上の義務に違反し、信頼関係を著しく破壊した場合。
   （8）上記各号に類する事情により、弊社がお客様への本サービスの提供を不適当と判断した場合。
   （9）第2項第3号に該当する場合。
   （10）第3項第1号については2ヵ月続けてお支払いが確認できなかった場合。
   （11）第3項第2号については本商品が弊社に返送されてから30日以内にお客様の継続（休止を含む）、または申出解約の意思が確認できなかった場合。
6. 本サービスの利用を解約される場合（申出解約、強制解約を指します。）、サーバー・ボトルカバーの返却に伴う送料はお客様の実費負担となります。水源水販売事務局より返送の為の梱包用段ボールをお送りいたします。お客様ご自身が段ボールに同梱の手順書に従って返送準備の上、サーバーを梱包し添付のゆうパックラベルを貼って、最寄りの郵便局に集荷依頼をかけるか持ち込んでいただき郵送してください。
7. 解約後再申込の場合は申込みをお断りする場合があります。
8. 解約（申出解約、強制解約を含みます。）により回収を手配したにもかかわらず、その後ウォーターサーバーの返却が確認されない場合には回収に変えて本体料（30,000円（税別））をいただきます。
9. 申出解約または強制解約となった場合、お客様は、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

[その他]

10. ウォーターサーバーに初期不良があった場合、無償で交換いたします。
11. お客様がウォーターサーバーの入換を希望するときは、ウォーターサーバー入換送料（メンテナンス料含む）として10,000円（税別）をお支払いいただきます。

第7条　個人情報の取扱い

1. 日本郵便株式会社及び弊社は、ご注文商品のお届け及びご依頼主様への今後の郵便局が取扱うカタログ・チラシや商品情報のご提供のために、ご依頼主様及びお届け先様のご住所・お名前・電話番号並びにご注文商品内容（以下「個人情報」といいます。）を共同して利用いたします。この場合における個人情報管理責任者は、日本郵便株式会社となります。
2. 個人情報は、ご注文商品の発送のほか、ご依頼主様またはお届け先様からのお問合せに対応するために、FAX・データ伝送・電話により商品提供者に提供します。また、情報処理のため信用ある入力処理会社に個人情報の入力処理を委託することがあります。

第8条　本サービスの利用契約の移転

1. 弊社は、本サービスの利用上の地位を、他の事業者に対して移転する場合があります。
2. 地位が移転しても、本商品の提供は従来通りとなりますので、お客様は引き続き本商品の提供を受けられます。

第9条　損害賠償

1. お客様が第5条所定の遵守事項に反して本サービス及びウォーターサーバーを利用したことにより生じた損害については、弊社はいかなる責任も負わないものとします。
2. お客様が第5条所定の遵守事項に反してウォーターサーバーを使用することによりサーバーを破損した場合には、当該サーバーの時価相当分の弁済をしていただくことがあります。

第10条　免責

1. 弊社が本サービスを提供できなかったことが、以下のいずれかの事情によるときは、弊社はその履行責任及び損害賠償責任を免れます。
   （1）天災・地変等の災害を被ったとき。
   （2）法令の制定、改廃、行政指導のあったとき。
   （3）悪天候、交通事情等により本サービスの履行遅延が生じたとき。
   （4）本サービスの運営が困難な重大な事由が生じたとき。
   （5）その他前各号と同様の事由が生じたとき。
2. 前項の事情が解消される見込みがない場合は、弊社はお客様へ本サービス提供を将来に向かって停止することができます。

第11条　規約の変更、承認

1. 弊社は、いつでも本規約を変更することができます。
2. お客様に対して本規約変更の通知が発送された日より30日経過後、お客様が通常通り本サービスを利用したときは、お客様は変更事項または新規約を承認したものとみなします。

第12条　紛争の解決

1. お客様及び弊社は、本サービスの履行に関し紛争または疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとします。
2. 万一、紛争が起きたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2017年4月1日制定
（2017年9月1日一部改訂）